

第 98 期 報 告 書

2024年 1 月 1 日から

2024年12月31日まで



日 本 精 蠟 株 式 会 社

会 社 概 要

商 号 日本精蠟株式会社
(NIPPON SEIRO CO., LTD.)

創 立 1951年2月10日

資 本 金 1億円

主 要 な
営 業 品 目 パラフィンワックス、マイクロク
リスタリンワックス、合成ワック
ス等その他各種誘導品および重油

(徳山工場全景)



事業報告 (2024年1月1日から 2024年12月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

① 事業環境

当連結会計年度（2024年1月1日～2024年12月31日）における当社グループの事業環境を概観しますと、日本経済は緩やかな回復基調を維持した一方、春闘賃上げ率が数十年ぶりの高いレベルとなるなど、労務費の上昇傾向が明確になりました。海外では、米国経済は底堅く推移しましたが、中国では経済成長の鈍化が続き、ヨーロッパ・中東での紛争が継続しました。こうした中、日本円の対主要通貨の為替レートは歴史的な円安となり、原油価格は高止まりしました。

② 事業の経過及び当期の経営方針等に基づく諸施策の実施状況

こうした環境下における当社グループの当連結会計年度決算は、ワックス主原材料含む略全ての資材価格の上昇に加え、国内外での物流の逼迫並びに運賃の高騰等のコストアップに見舞われましたが、『中期経営計画（23-27）』に掲げた重要施策である原料転換の前倒し、限界利益を意識した高付加価値製品販売の追求、脱重油等の取り組みに加え、お客様には当社製品の価格改定に対してご理解を賜ったことで、前期比増益となりました。

③ 当期事業概況と成果

当連結会計年度の業績は、以下のとおりです。

2022年の損益悪化に際し経営の構造改革を図るべく策定した『中期経営計画（23-27）』で掲げた重要施策である「原料転換」を前倒し（2023年12月期）、「高付加価値品販売の追求」と「脱重油」に取り組むとともに、「製品価格の見直し」を進めました。

（販売）

ワックスについては、高付加価値品販売の追求と製品価格の見直しを行いました。その結果、数量△7%・単価+20%となり、増益に貢献しました。

重油については、原料転換とワックス収率を意識した原料投入・工程稼働により生産数量減となり、逆ザヤ取引となっている重油が減販(△53%)、増益に貢献しました。

	前 期			当 期		
	数 量	単 価	金 額	数 量	単 価	金 額
ワックス 国内	26,365	439	11,583	25,732	531	13,652
輸出	20,891	309	6,445	18,310	357	6,541
合計	47,257	382	18,029	44,043	458	20,194
重 油	38,352	91,212	3,498	17,920	95,076	1,703
その他仕入商品			177			147

(注) 1. 当社グループの販売高です。

2. ワックス数量単位はトン、重油数量単位はkl、金額は百万円単位で記載しています。

3. ワックス単価は円/kg、重油単価は円/klで記載しています。

(売上高、損益)

売上高は前期比341百万円増の22,045百万円、営業損益は同比2,798百万円増の2,245百万円の利益、経常損益は同比2,468百万円増の1,682百万円の利益、親会社株主に帰属する当期純損益は同比2,998百万円増の1,776百万円の利益となりました。

(2) 対処すべき課題、取組み

2025年は、未来へ繋がる足場固め「基盤強化期」と位置付け、以下の施策を実施してまいります。

① 重要な施策

- a) 原料選択、工程改善によってワックス収率を上げ、重油生産量を更に削減することに取り組みます。
- b) ワックス専門メーカーとして、また国内唯一のワックスメーカーとして、当社ならではの新規高付加価値ワックスへの開発・販売に注力します。
- c) サプライチェーン(原料調達～製品販売)のオペレーションの最適化を追求すると共に、徳山工場、つくば事業所において、これからの成長戦略、新たな柱となる開発製品に必要な設備投資を行います。
- d) 棚卸資産の削減により、財務体質の改善を行います。

② 配当の考え方

引き続き「中期経営計画（23-27）」に掲げた事業モデルの転換を柱とする構造改革を推し進め、できる限り早期に財務基盤の再構築を果たす所存ではございますが、2024年12月期の配当につきましては、会社法第461条に定める分配可能額が無いことから、誠に遺憾ながら無配とさせていただきますことに、株主の皆様のご理解を賜りたく存じます。

2025年12月期の配当につきましても、分配可能額の確保が見通せないことから、無配継続の予想とさせていただきますが、当社といたしましては、早期復配を目指して参りますので、株主の皆様のご支援を賜りたく存じます。

③ 業績予想(連結)

	2025年度
売上高（百万円）	21,300
営業利益（百万円）	1,400
親会社株主に帰属する 当期純利益（百万円）	790

なお、本業績予想は、作成時点で入手可能な情報と過去の実績、傾向等を参考に置いた一定の前提条件の下に算出していますことを、予めご了承ください。

(3) 設備投資の状況

当連結会計年度中に実施した当社グループの設備投資の総額は160百万円であり、内訳は、徳山工場における脱油装置の高度化工事並びに既存設備全般の更新及び改修工事等143百万円、本社関係11百万円、つくば事業所関係0百万円、タイ工場関係4百万円です。

(4) 資金調達の状況

当連結会計年度の設備資金及び運転資金は、自己資金及び金融機関からの借入金をもって充当しました。

(5) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	2021年度 第95期	2022年度 第96期	2023年度 第97期	2024年度 (当連結会計年度) 第98期
売 上 高(百万円)	27,918	38,457	21,704	22,045
経 常 利 益(百万円) (△は経常損失)	467	△2,263	△785	1,682
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益(百万円) (△は純損失)	444	△2,368	△1,221	1,776
1株当たり当期純利益 (△は純損失)	22円50銭	△119円92銭	△61円87銭	89円96銭
総 資 産(百万円)	33,572	33,174	30,001	29,725
純 資 産(百万円)	7,744	5,394	3,784	5,673

(注) 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第96期連結会計年度の期首から適用しており、第96期以降の連結会計年度に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっています。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	2021年度 第95期	2022年度 第96期	2023年度 第97期	2024年度 (当事業年度) 第98期
売 上 高(百万円)	27,169	37,392	20,765	20,547
経 常 利 益(百万円) (△は経常損失)	379	△2,549	△1,209	1,324
当 期 純 利 益(百万円) (△は純損失)	347	△2,617	△1,626	1,382
1株当たり当期純利益 (△は純損失)	17円61銭	△132円55銭	△82円37銭	70円03銭
総 資 産(百万円)	32,071	31,201	27,919	26,950
純 資 産(百万円)	7,656	5,014	2,950	4,333

(注) 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第96期事業年度の期首から適用しており、第96期以降の事業年度に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっています。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	出資比率	主要な事業内容
テクノワックス株式会社	百万円 50	100%	各種ワックスの製造
Nippon Seiro(Thailand)Co., Ltd.	百万タイバーツ 315	100%	各種ワックスの製造販売

(7) 主要な事業内容（2024年12月31日現在）

当社グループはワックスの専業メーカーとして、石油ワックス、各種ワックス及び重油の製造・加工・販売を主たる事業としています。

（主要な営業品目）

パラフィンワックス、マイクロクリスタリンワックス、合成ワックス等その他各種誘導品及び重油

(8) 主要な営業所及び工場 (2024年12月31日現在)

① 当社

本 社 東京都中央区
徳 山 工 場 山口県周南市
つ く ば 事 業 所 茨城県稲敷郡阿見町

② 主要な子会社

テクノワックス株式会社
本社・工場 茨城県稲敷郡阿見町
Nippon Seiro(Thailand)Co., Ltd.
本社・工場 タイ王国チョンブリ県

(9) 従業員の状況 (2024年12月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

従 業 員 数	前連結会計年度末比増減
268名	2名減

② 当社の従業員の状況

従 業 員 数	前期末比増減	平 均 年 齢	平均勤続年数
219名	2名減	42歳4ヶ月	18年3ヶ月

(注) 従業員数は、臨時社員と派遣社員及び当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含む就業人数です。

当社は、石油精製及び石油製品の製造販売事業の単一セグメント、単一事業であるため、セグメント別又は事業部門別の従業員数を記載していません。

(10) 主要な借入先及び借入額 (2024年12月31日現在)

借 入 先	借 入 残 額 (百万円)
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	3,844
ジヤパン・インダストリアル・ソリューションズ	3,360
第 参 号 投 資 事 業 有 限 責 任 組 合	
株 式 会 社 山 口 銀 行	2,723
株 式 会 社 広 島 銀 行	2,432
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	2,315
株 式 会 社 西 京 銀 行	1,837

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項 (2024年12月31日現在)

(1) 株式数

- ① 発行可能株式総数 89,600,000株
- ② 発行済株式総数 22,400,000株 (自己株式2,650,747株を含む)
- ③ 当期中に増加した株式数 該当事項はありません。

(2) 株主数 4,526名

(3) 大株主の状況 (上位10名)

株 主 名	持 株 数 (千株)	持 株 比 率 (%)
伊藤忠商事株式会社	1,927	9.76
株式会社西京銀行	963	4.88
安藤パラケミー株式会社	851	4.31
山九株式会社	802	4.06
清水 潔	638	3.23
株式会社山口銀行	633	3.21
三菱UFJ信託銀行株式会社	550	2.78
楽天証券株式会社	543	2.75
松井証券株式会社	460	2.33
高 城 裕	331	1.68

- (注) 1. 千株未満は切捨てて表示しています。
2. 当社は、自己株式2,650,747株を保有していますが、上記大株主から除いていません。また、持株比率は、自己株式を控除して計算しています。

(4) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項 (2024年12月31日現在)

当社は、第三者 (以下「割当予定先」といいます。) との間で、劣後特約付金銭消費貸借契約 (以下「本ローン契約」といいます。) 及び新株予約権引受契約 (以下「本引受契約」といいます。) を締結し、割当予定先より、総額3,000,000,000円を資本金劣後ローン (以下「本資本金劣後ローン」といいます。) により借り入れるとともに、本資本金劣後ローンの弁済期限の

到来時に本資本性劣後ローンの借入金の弁済が完了していない場合に、割当予定先において本資本性劣後ローンの保全を図る目的で、割当予定先に対して、第三者割当の方法により、新株予約権（以下「本新株予約権」という。）を発行すること（以下「本第三者割当」といい、本資本性劣後ローン及び本第三者割当を総称して、以下「本資金調達」といいます。）としています。

[本新株予約権発行の概要]

① 割 当 日	2023年10月24日（火）
② 新株予約権の総数	30個
③ 発 行 価 額	本新株予約権の引換えの金銭の払込みはこれを要しないものとします。
④ 当該発行による潜在株 式 数	本新株予約権の対象株式の数は、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額を行使価額で除して得られる最大整数とします。
⑤ 調 達 資 金 の 額	本新株予約権の発行に際して金銭の払込みはありません。 また、本新株予約権の行使における出資財産は、割当予定先が当社に対して有する本資本性劣後ローンに係る元本債権及び利息債権（下記繰延利息及び支払が繰り延べられた現金利息を含み、以下「本資本性劣後ローン債権」といいます。）であり、金銭の支払はありません。
⑥ 行 使 価 額	106円
⑦ 募集又は割当方法 （割当予定先）	第三者割当の方法により割当予定先に全ての本新株予約権を割り当てます。

⑧ そ の 他	<p>本新株予約権の発行については、金融商品取引法による届出の効力が発生していることを条件とします。</p> <p>割当予定先は、本引受契約及び本ローン契約の規定により、2028年10月25日以降、いつでも本新株予約権を行使して普通株式を取得することができます。</p> <p>割当予定先は、本ローン契約の規定により、本新株予約権を第三者に譲渡する場合には、当社の承認を要します。</p>
---------	--

[本資本性劣後ローンの概要]

① 貸 付 人	割当予定先
② 貸 付 元 本 額	3,000,000,000円
③ 貸 付 実 行 日	2023年10月24日
④ 満 期 日	2028年10月24日
⑤ 任意期限前弁済	<p>当社が満期日前に、期限前弁済を希望する日の15営業日前までに、期限前弁済を希望する貸付元本金額（本資本性劣後ローン債権の元本残高の全額又は1億円以上1億円単位の金額）、期限前弁済を希望する元本金額に関し期限前弁済希望日までに生じる経過利息の全額について期限前弁済を希望する日に支払う旨を书面通知し、同日に支払いをする場合については、期限前弁済を行うことができます。</p>

<p>⑥ 適用利率 (繰延利息)</p>	<p>繰延利息に係る適用利率は、以下の各利息計算期間において、それぞれ以下の通りとします。各利息計算期間で生じた繰延利息は、翌利息計算期間の計算上、元本に自動的に組み入れられて翌利息計算期間の繰延利息が算出されます。</p> <p>当社は、割当予定先に対して、本資本性ローンの満期日において、各利息計算期間に発生した繰延利息を一括して支払います。</p> <p>(a) 2024年10月23日まで 年率12.0%</p> <p>(b) 2024年10月24日から2025年10月23日まで 年率12.0%</p> <p>(c) 2025年10月24日から2026年10月23日まで 年率12.0%</p> <p>(d) 2026年10月24日以降 年率10.0%</p>
<p>⑦ 適用利率 (現金利息)</p>	<p>現金利息に係る適用利率は、各利息計算期間において、当該利息計算期間の初日の属する事業年度の前事業年度の当社の連結ベースでのEBITDAに応じて、それぞれ以下の通りとします。</p> <p>当社は、割当予定先に対して、各利息支払日において、各利息計算期間について計算された現金利息を支払います。</p> <p>但し、現金利息の支払が繰り延べられた場合、繰り延べられた現金利息については、実際の支払日までの間に対応する適用利率（繰延利息及び現金利息に係るもの）を乗じた約定利息を加えた金額を当該支払日において支払います。</p> <p>(a) EBITDAが2,500,000,000円未満 年率0%</p> <p>(b) EBITDAが2,500,000,000円以上 年率1.0%</p> <p>(c) EBITDAが3,000,000,000円以上 年率3.0%</p> <p>なお、利息計算期間は上記⑥適用利率（繰延利息）と同様であり、利息支払日は初回を2024年10月24日とし、以降毎年10月24日、最終利息支払日は満期日とします。</p>

⑧ 担保提供資産又は保証の内容	無担保・無保証
⑨ 新株予約権の行使	新株予約権の行使に際して、割当予定先により当社に対する本資本性劣後ローン債権が出資された場合、出資された本資本性劣後ローン債権は、当該債権額の範囲内において、当該出資と同時に、混同により消滅します。
⑩ 資金の使途	<p>既存借入金の弁済</p> <p>なお、既存借入金の弁済による未使用貸付極度額の範囲内で借入を実行して、下記の資金使途のために随時支出する予定です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業モデルの転換の加速化のために必要な設備改造等の投資 ・収益力の多角化のための設備投資 ・必要な人材の確保に向けた投資

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況（2024年12月31日現在）

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
* 瀧本 丈平	代表取締役社長 社長執行役員	
* 伊藤 宜広	取締役 常務執行役員 経営企画監査部、経理部担当 兼 経営企画監査部長	
安藤 司	取締役 Nippon Seiro(Thailand)Co.,Ltd. 代表取締役社長	
玉井 裕人	社外取締役	DM三井製糖ホールディングス(株)社外取締役
関端 進	社外取締役	ジャパン・インダストリアル・ソリューションズ(株)取締役 (株)ブルームダイニングサービス取締役 NSKステアリング&コントロール(株)取締役
武内 秀明	社外取締役	武内法律事務所 代表弁護士 公益財団法人日揮社会福祉財団理事 公益財団法人日揮・実吉奨学会監事 (株)イチケン社外取締役 メディアスホールディングス(株)社外取締役監査等委員
常慶 直宏	常勤監査役	
梅村 一彦	社外監査役	梅村公認会計士事務所 代表公認会計士
高橋 健司	社外監査役	

- (注) 1. 当社は執行役員制度を導入しており、*印の各氏は執行役員を兼務しています。
2. 取締役の玉井裕人氏、関端進氏、武内秀明氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役です。
3. 監査役の梅村一彦氏及び高橋健司氏は会社法第2条第16号に定める社外監査役です。
4. 当社は、社外取締役玉井裕人氏と武内秀明氏並びに社外監査役梅村一彦氏及び高橋健司氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出しています。
5. 監査役の常慶直宏氏は監査役就任まで当社取締役常務執行役員として経理部門を掌管する職にあり、エネルギー業界での経歴を有しています。
- また、監査役の梅村一彦氏は、公認会計士として財務及び会計に関する相当程度の知見を有しています。監査役の高橋健司氏は、化学業界での長年の経験があるほか、事業会社での取締役としての経験を通じて、豊富な経験と幅広い見識を有しています。

6. 当社は、各社外取締役及び各社外監査役との間で、会社法第427条第1項及び定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しています。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、社外取締役及び社外監査役とも会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としています。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

①取締役及び監査役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は2021年2月26日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しています。

取締役会は、当事業年度に係る個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しています。

当社の取締役の報酬は、株主総会の決議により決定した年額報酬270百万円の範囲内において、各取締役の職責及び業績、社員給与との調和などを総合的に勘案して、中長期的な企業価値向上に資する報酬体系を基本方針としています。

また、監査役の報酬額は、株主総会決議に基づく年額報酬36百万円の範囲内において、個別の報酬額を監査役の協議にて決定しています。

②当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の総額

区分	報酬額の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			支給人員 (名)
		固定報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	70 (17)	70 (17)	-	-	8 (4)
監査役 (うち社外監査役)	20 (9)	20 (9)	-	-	4 (3)
合計 (うち社外役員)	90 (27)	90 (27)	-	-	12 (7)

- (注) 1. 上表には、2024年3月27日開催の第97回定時株主総会終結の時及び2024年7月17日開催の臨時株主総会終結の時をもって退任した取締役及び監査役を含んでいます。
2. 取締役の報酬額は、2012年3月29日開催の第85回定時株主総会において、年額270百万円以内と決議いただいています。なお、当該株主総会終結時点の取締役の員数は11名でした。
3. 監査役の報酬額は、2007年3月29日開催の第80回定時株主総会において、年額36百万円以内と決議いただいています。なお、当該株主総会終結時点の監査役の員数は4名でした。

(3) 当事業年度中の取締役及び監査役の異動

- ① 2024年3月27日開催の定時株主総会において武内秀明氏が取締役に、高橋健司氏が監査役に、2024年7月17日開催の臨時株主総会において瀧本丈平氏及び伊藤宜広氏が取締役に、それぞれ選任され就任しました。
- ② 2024年3月27日開催の定時株主総会終結の時をもって取締役石黒清子氏及び監査役真崎宇弘氏が退任しました。
- ③ 2024年7月17日開催の臨時株主総会終結の時をもって取締役今野卓也氏が退任しました。なお、退任時における地位は代表取締役社長 社長執行役員でした。

(4) 社外役員に関する事項

- ① 重要な兼職先である法人等と当社の関係

取締役玉井裕人氏が社外取締役として兼任するDM三井製糖ホールディングス株式会社と当社との間に重要な取引関係はありません。

取締役関端進氏は、ジャパン・インダストリアル・ソリューションズ株式会社の取締役に兼任しており、同社を無限責任組合員とするジャパン・インダストリアル・ソリューションズ第参号投資事業有限責任組合は、当社との間で新株予約権引受契約及び劣後特約付金銭消費貸借契約を締結しています。また、同氏は株式会社ブルームダイニングサービス取締役及びNSKステアリング&コントロール株式会社取締役も兼任していますが、両社と当社との間に重要な取引関係はありません。

取締役武内秀明氏は、武内法律事務所代表弁護士ですが、当社との間に重要な取引関係はありません。また、同氏は公益財団法人日揮社会福祉財団理事、公益財団法人日揮・実吉奨学会監事、株式会社イチケン社外取締役、メディアスホールディングス株式会社社外取締役監査等委員を兼任していますが、各社と当社との間に重要な取引関係はありません。

監査役梅村一彦氏は梅村公認会計士事務所の代表者ですが、当社との間に重要な取引関係はありません。

② 当事業年度における活動状況

区分	氏名	主な活動状況
社外取締役	玉井裕人	当事業年度開催の取締役会18回のうち17回（94％）に出席しており、社外取締役の立場において、企業経営に関する見識とエネルギー分野における豊富な経験に基づき適宜発言を行っています。
社外取締役	関端進	当事業年度開催の取締役会18回全てに出席しており、社外取締役の立場において、企業再生のエキスパートとして適宜発言を行っています。
社外取締役	武内秀明	2024年3月27日就任以降に開催された取締役会15回のうち14回（93％）に出席しており、社外取締役の立場において、法曹界における経験と見識に基づき適宜発言を行っています。
社外監査役	梅村一彦	当事業年度開催の取締役会18回、及び監査役会9回それぞれ全てに出席し、経営管理及び企業会計における経験と見識に基づき適宜発言を行っています。
社外監査役	高橋健司	2024年3月27日就任以降に開催された取締役会15回、及び監査役会7回それぞれ全てに出席し、企業経営に関する見識と化学業界における豊富な経験に基づき適宜発言を行っています。

③ 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要

取締役玉井裕人氏は、エネルギー企業の経営者としての経歴により、エネルギー分野に精通しているとともに、企業経営についても豊富な経験と知見を有しており、原料調達、生産活動、人事労務など幅広い分野において的確な助言、提言を随時行うことで、当社事業運営の高度化に寄与し、その期待される役割を十分に果たしました。

取締役関端進氏は経営とファイナンスに高度な知見と豊富な経験を有する企業再生のエキスパートとしての的確な助言、提言を随時行っており、当社取締役会の機能強化に寄与し、その期待される役割を十分に果たしました。

取締役武内秀明氏は弁護士としての豊富な経験と高い見識を有するとともに、その専門的見地と豊富な経験に基づく客観的視点から、特に当社のガバナンス・コンプライアンス及び法務部門においての発言、提言を随時行っており、当社のコーポレートガバナンスの向上に寄与し、その期待される役割を十分に果たしました。

④ その他の活動状況

代表取締役及び内部監査部門と意見交換会を定期的に開催する等経営の健全性確保のための活動に取組みました。

(5) 会社の役員等賠償責任保険契約に関する事項

当社は、取締役及び監査役を被保険者として、役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しており、2025年9月30日に更新を予定しています。その内容は以下のとおりです。

①被保険者の実質的な保険料負担割合保険料は特約部分も含め全額会社負担としており、被保険者の実質的な保険料負担はございません。

②填補の対象となる保険事故の概要

特約部分も合わせ、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うことまた当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補します。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為の場合等一定の免責事由があります。

(6) 前各号に掲げるもののほか役員に関する重要な事項

該当事項はありません。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 当期中に係る会計監査人の報酬等の額

①公認会計士法（昭和23年法律第103号）第2条第1項の業務に係る報酬等の額
64百万円

②当社及び子会社が会計監査人に支払うべき報酬等の額
64百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分していませんので、上記①の金額にはこれらの合計額を記載しています。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況や報酬見積りの算出根拠などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき会社法第399条第1項の同意を行っています。

(3) 連結子会社の監査に関する事項

当社の重要な子会社である、Nippon Seiro (Thailand) Co., Ltd. は当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）による監査を受けています。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定します。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任します。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任理由を報告します。

(5) 会計監査人が過去2年間に受けた業務停止処分

該当事項はありません。

6. 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社は業務の適正を確保するために以下の体制を構築しています。

- ① 当社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - 1) 取締役会は取締役会規則に基づき、毎月1回開催し、必要に応じて臨時取締役会を開催する。
 - 2) 取締役会は取締役会規則の付議事項に関する関係規程を整備し、当該関係規程に基づき、当社の業務執行を決定する。
 - 3) 取締役会が取締役及び執行役員の職務の執行を監督するため、取締役及び執行役員は担当業務の執行状況を四半期毎に取締役会に報告するとともに、取締役は他の取締役の職務執行を相互に監視・監督する。
 - 4) 当社は監査役会設置会社である。各監査役は監査役会が定めた監査役会規則及び監査役監査基準等に基づき、取締役会をはじめ重要会議に出席するほか、業務執行状況の調査等を通じて、取締役の職務の執行の監査を実施する。
- ② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - 1) 株主総会議事録、取締役会議事録等の法定文書のほか、重要な職務執行に係る文書及び情報を、法令及び「社規管理規程」「文書取扱及び文書情報取扱規程」等の関係諸規程の定めに従い、適切に記録・保存・管理する。
 - 2) 前項の文書及び情報は、必要に応じて取締役、監査役、会計監査人等が閲覧、謄写可能な状態にて管理する。
 - 3) 法令及び金融商品取引所の規則等に定める開示事項は、適時適切な開示に努める。
- ③ 当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - 1) 当社の取締役会は事業の継続性確保のため当社及び子会社のリスク管理体制を適宜見直し、問題点の把握と改善に努める。
 - 2) リスク管理の所管部門である経営企画監査部は、当社及び子会社のリスク管理体制の整備を支援するとともに、当社及び子会社のリスクの把握及びその取組状況を監査し、その監査結果を適宜当社取締役会に報告する。
 - 3) 各部門の長及び使用人は自部門のリスク管理体制を適宜整備・改善するとともに、自部門に内在するリスクの洗い出しを定期的実施し、そのリスクの軽減に努める。

- 4) 当社の工場の安全及び環境整備に関しては、認証取得した環境マネジメントシステムのほか、安全対策のための基本方針及び事故発生時の対策措置について定めた「安全対策本部規程」等に基づき、適宜整備・改善に努める。
- ④ 当社の取締役及び執行役員並びに当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- 1) 当社の経営の意思決定・監督機能と業務執行機能の分離及び権限と責任の明確化を図るために委任型執行役員制度を導入し、取締役会は経営戦略・方針の決定及び業務執行の監督等高度な経営判断に専念し、経営執行会議は業務執行機能の役割を明確化し、業務執行の迅速な対応に努める。執行役員の任命及び業務分担は取締役会の決議により決定する。
 - 2) 当社の取締役会及び経営執行会議は毎月1回開催するほか、必要に応じて適宜開催する。
 - 3) 当社の取締役会は中期経営計画及び年次経営目標を策定し、取締役及び執行役員はその達成に向けて業務を遂行するとともに、四半期毎に業務の進捗状況の実績管理を実施し取締役会及び経営執行会議に報告する。
 - 4) 子会社の取締役会は毎月1回開催するほか、必要に応じて適宜開催する。
 - 5) 子会社の取締役会は年次経営目標を策定し、子会社の取締役はその達成に向けて業務を遂行する。
- ⑤ 当社の使用人並びに当社子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- 1) 当社の使用人並びに子会社の取締役及び使用人は法令及び関係諸規程に基づき、法令遵守・企業倫理に則った行動のもと業務の執行に当たり、各部門は職制を通じて業務執行の徹底と監督を行うものとする。
 - 2) 経営企画監査部を当社及び子会社のコンプライアンス及び内部監査の担当部とし、「内部監査規程」に基づき当社及び子会社の業務監査・制度監査及び内部統制監査を実施し、不正の発見、防止及びその改善を図るとともに、その監査結果を定期的に当社の取締役会に報告する。
 - 3) 当社及び子会社はコンプライアンスの周知徹底を図るために適宜社員研修を実施する。
 - 4) 違法行為等によるコンプライアンスリスクの最小化を図るために、当社及び子会社の役職員が利用できるコンプライアンスに関する内部通報制度等の整備・構築を図る。

- ⑥ 当社及び当社子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するためのその他の体制
- 1) 当社は子会社の経営については、子会社の自主性を尊重しつつ、事業内容の定期的な報告及び重要案件の事前協議を実施する等適正な子会社管理に努める。
 - 2) 当社の取締役は子会社の取締役の職務執行を監視・監督し、当社の監査役は子会社の業務執行状況を監査する。
 - 3) 子会社を管掌する当社の取締役及び執行役員は子会社の業況を定期的に当社の取締役会に報告する。
 - 4) 子会社は当社との連携を図り、内部統制システムの整備を図る。
- ⑦ 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- 現在、監査役の職務を補助すべき使用人は配置していないが、監査役からの要請ある場合は監査役の職務補助のため監査役補助使用人を置くものとする。
- ⑧ 前項の使用人の取締役からの独立性に関する事項
- 前項の要請ある場合は監査役補助使用人の独立性を確保するため、当該使用人の人事に係る事項の決定には事前に監査役会の同意を得ることとする。
- ⑨ 当社の監査役の第7項の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- 監査役補助使用人に対する指揮命令権は監査役に帰属し、取締役からの指揮命令を受けない。
- ⑩ 当社の監査役に報告をするための体制
- 1) 当社の取締役、執行役員及び使用人並びに子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者は、当社の監査役の求めに応じて業務執行状況を報告する。
 - 2) 当社の取締役は当社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実があることを発見した場合は発見次第直ちに当社の監査役会に報告する。
 - 3) 子会社の取締役は当該子会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実があることを発見した場合は発見次第直ちに当社の監査役会に報告する。
- ⑪ 前項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- 当社及び子会社は当社の監査役に当該報告を行ったことを理由として、当該報告者に不利な取扱いを行わない。

- ⑫ 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還等の請求をしたときは、監査役の職務の執行に必要でない認められた場合を除き、速やかに当該請求に応じる。

- ⑬ その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- 1) 監査役と代表取締役は適宜会合をもち、監査上の重要課題等について意見を交換し、相互認識を深めるよう努める。
 - 2) 監査役会は代表取締役及び取締役会に対し、監査方針及び監査計画並びに監査の実施状況・結果について適宜報告する。
 - 3) 監査役会は内部監査部門である経営企画監査部と緊密な連携を保つとともに、必要に応じて経営企画監査部に調査を求める。
 - 4) 監査役会は会計監査人と適宜会合をもち、意見及び情報の交換を行うとともに、必要に応じて会計監査人に報告を求める。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

- ① 法令遵守の実践を経営の重要課題と位置づけ、当社が遵守すべき法律及び当社に影響を及ぼすリスクを洗い出しリスク管理表を年に1回見直し作成し、取締役会に報告しています。また、製造設備に関わるリスクについては、適宜設備リスクアセスメントを実施し安全操業に努めています。
- ② 内部監査部門である経営企画監査部が内部監査計画に基づき、当社及び当社子会社全部門の内部監査を実施し、それぞれの検証結果を内部監査報告書として、代表取締役及び常勤監査役に報告しています。

(3) 会社の財務及び事業の方針の決定を支配するもののあり方に関する基本方針 特記すべき事項はありません。

(注) 本事業報告に記載の数量、金額、持株数は、表示単位未満の端数を切捨てて表示しています。

連結貸借対照表

2024年12月31日現在

資産の部		負債の部	
	百万円		百万円
流動資産	14,669	流動負債	15,594
現金及び預金	2,297	支払手形及び買掛金	1,139
受取手形及び売掛金	2,675	短期借入金	13,145
商品及び製品	6,400	1年内返済予定の長期借入金	11
原材料及び貯蔵品	3,125	リース債務	36
その他	173	未払法人税等	2
貸倒引当金	△2	賞与引当金	58
		修繕引当金	120
		その他	1,078
固定資産	15,055	固定負債	8,457
有形固定資産	14,231	長期借入金	5,079
建物及び構築物	2,736	リース債務	376
機械装置及び運搬具	1,210	再評価に係る繰延税金負債	2,891
土地	9,300	退職給付に係る負債	34
リース資産	375	その他	76
建設仮勘定	312	負債合計	24,051
その他	296	純資産の部	
		株主資本	△3
無形固定資産	84	資本金	100
		資本剰余金	65
投資その他の資産	739	利益剰余金	504
投資有価証券	313	自己株式	△674
繰延税金資産	304	その他の包括利益累計額	5,677
退職給付に係る資産	26	土地再評価差額金	5,548
その他	95	為替換算調整勘定	129
資産合計	29,725	純資産合計	5,673
		負債純資産合計	29,725

(注) 記載金額は百万円未満を切捨てて表示しています。

連結損益計算書

2024年1月1日から
2024年12月31日まで

					百万円
売	上	高			22,045
売	上	原	価		17,470
	売	上	総	利	4,575
販	費	及	び	一	2,329
	營	業	利	益	2,245
營	業	外	収	益	
	受	取	利	息	3
	受	取	配	当	27
	受	取	保	險	1
	受	取	賃	貸	22
	そ		の	他	25
					79
營	業	外	費	用	
	支	払	利	息	572
	為	替	差	損	35
	そ		の	他	34
					642
	経	常	利	益	1,682
特	別	利	益		
	固	定	資	産	0
	補	助	金	収	6
				入	6
特	別	損	失		
	固	定	資	産	11
	減	損	損	失	17
					29
	税	金	等	調	1,658
	法	人	税	、	
	住	民	税	及	
	び	事	業	税	24
	法	人	税	等	
	調	整	額		△142
	△	142			△117
	当	期	純	利	1,776
	非	支	配	株	
	主	に	帰	属	
	す	る	当	期	-
	純	利	益		
	親	会	社	株	
	主	に	帰	属	
	す	る	当	期	1,776
	純	利	益		

(注) 記載金額は百万円未満を切捨てて表示しています。

連結株主資本等変動計算書

2024年1月1日から
2024年12月31日まで

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当連結会計年度期首残高	100	65	△1,268	△674	△1,776
当連結会計年度変動額					
土地再評価差額金の取崩			△3		△3
親会社株主に帰属する当期純利益			1,776		1,776
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額(純額)					—
当連結会計年度変動額合計	—	—	1,772	—	1,772
当連結会計年度末残高	100	65	504	△674	△3

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				純 資 産 合 計
	そ の 他 の 有 価 証券 評価 差 額	土 地 再 評 価 差 額	為 替 換 算 調 整 勘 定	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	
当連結会計年度期首残高	0	5,544	16	5,560	3,784
当連結会計年度変動額					
土地再評価差額金の取崩					△3
親会社株主に帰属する当期純利益					1,776
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額(純額)	△0	3	113	116	116
当連結会計年度変動額合計	△0	3	113	116	1,889
当連結会計年度末残高	—	5,548	129	5,677	5,673

(注) 記載金額は百万円未満を切捨てて表示しています。

連 結 注 記 表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 2社
テクノワックス株式会社
Nippon Seiro(Thailand) Co.,Ltd.

② 非連結子会社の状況

- ・非連結子会社の名称
周和産業株式会社
日精興産株式会社
- ・連結の範囲から除いた理由

非連結子会社はいずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除いています。

(2) 持分法の適用に関する事項

持分法を適用していない非連結子会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しています。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、Nippon Seiro(Thailand) Co.,Ltd. の決算日は、10月31日です。

連結計算書類の作成に当たっては、同決算日現在の計算書類を使用しています。ただし、11月1日から連結決算日12月31日までの期間に発生した重要な取引については、連結上必要な調整を行っています。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

1) 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平

均法により算定)を採用しています。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しています。

2) デリバティブ

時価法を採用しています。

3) 棚卸資産

月次移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しています。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

1) 有形固定資産（リース資産を除く）

・ 国内連結会社

機械及び装置については定額法、その他の有形固定資産については定率法を採用しています。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しています。

・ 海外連結会社

定額法を採用しています。

2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しています。

ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しています。

3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しています。

③ 重要な引当金の計上基準

1) 貸倒引当金

売掛金、受取手形等債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しています。

2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与にあてるため、支給見込額のうち当連結会計年度対応分を計上しています。

3) 修繕引当金

製造設備の定期修繕に要する支出見込額のうち、当連結会計年度末までに負担すべき費用を計上しています。

④ 退職給付に係る会計処理の方法

従業員の退職給付に備えるため、退職一時金制度については、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とし、企業年金制度については、直近の年金財政計算上の数理債務をもって退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

⑤ 収益費用の計上基準

当社グループは、主としてワックス、重油、その他商品の販売を行っており、顧客との販売契約に基づいて製品又は商品を引き渡す履行義務を負っています。当該履行義務は、製品又は商品を引き渡す一時点において、顧客が当該製品又は商品に対する支配を獲得して充足されると判断し、引渡時点で収益を認識しています。ただし、国内販売において出荷時から当該製品又は商品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合は、出荷時に収益を認識しています。

⑥ 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しています。なお、在外子会社の資産及び負債は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しています。

⑦ 重要なヘッジ会計の方法

1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しています。

なお、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理によっています。また、振当処理の要件を満たしている為替予約等については振当処理を採用しています。

2) ヘッジ手段とヘッジ対象

(通貨関連)

ヘッジ手段…為替予約取引

ヘッジ対象…外貨建金銭債権債務

(金利関連)

ヘッジ手段…金利スワップ取引

ヘッジ対象…借入金

(商品関連)

ヘッジ手段…原油・製品スワップ取引

ヘッジ対象…原油・製品売買取引

3)ヘッジ方針

デリバティブ取引に関する社内規程に基づき、為替変動リスク、金利変動リスク及び原油・製品価格変動リスクを回避することを目的としています。

4)ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジの有効性評価はヘッジ手段とヘッジ対象の対応関係を確認することにより行っています。なお、ヘッジ対象となる資産・負債又は予定取引に関する重要な条件が同一であり、ヘッジ開始時及びその後も継続して相場変動又はキャッシュ・フロー変動を相殺するものであることが事前に想定される取引については、有効性の判定を省略しています。

2. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りは、連結計算書類作成時に入手可能な情報に基づいて合理的な金額を算出しています。

当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額が会計上の見積りによるものうち、翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を及ぼすリスクがある項目は以下のとおりです。

(固定資産の減損)

1. 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

①減損損失	17百万円
②有形固定資産及び無形固定資産	14,316百万円

2. その他の情報

(1)算出方法

当社グループの資産のグルーピング、減損の兆候の判定並びに認識及び測定の方法については下記のとおりです。

減損の要否に係る判定単位であるキャッシュ・フローの生成単位については、他の資産のグループのキャッシュ・フローから概ね独立したキャッシュ・フローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としています。

減損の兆候は、収益性の低下による営業損益の悪化の有無、資産又は資産グループの市場価格の著しい下落の有無等により判定しています。

減損の兆候があると判定された資産又は資産グループについて、割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較し、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合に減損損失を認識します。

減損損失を認識する資産又は資産グループについては、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失とします。

なお、国内事業所の固定資産について土地の市場価格の著しい下落により、減損の兆候がありました。割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を上回っていることから、減損損失は認識していません。

(2) 主要な仮定

割引前将来キャッシュ・フローの見積りは、取締役会で承認された来年度予算、及び原料の転換及びそれに伴う工程の効率的な仕様変更、国内ワックス製品の価格改定等の構造改革を反映した「中期経営計画(23-27)」を基礎とし、2024年度の予算実績差異、及び来年度予算と中期経営計画の3年目の差異を加味していますが、以下の主要な仮定が含まれています。

- ・ 販売単価や販売数量の見込みを基礎とした売上高
- ・ 主たる原料の購入価格及び購入数量の見込みを基礎とした売上原価
- ・ 輸出ワックス及び重油の販売単価又は購入原料の購入単価の基礎となる原油価格
- ・ 主たる原料に含まれるワックスの含有量の見込みを基礎とした生産量

(3) 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

将来の市場動向、経済環境や来年度予算、及び「中期経営計画(23-27)」の前提条件に重要な変化が生じ、将来キャッシュ・フローを修正した場合には、固定資産の減損損失を新たに認識する可能性があります。

(繰延税金資産の回収可能性)

1. 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

繰延税金資産(純額) 304百万円

2. その他の情報

(1) 算出方法

当社グループは、繰延税金資産について定期的に回収可能価額を検討し、当該資産の回収が不確実と考えられる部分に対して評価性引当額を計上しています。

回収可能性の判断においては、将来の課税所得見込額と実行可能なタック

ス・プランニングを考慮して、将来の税金負担額を軽減する効果を有すると考えられる範囲で繰延税金資産を計上しています。

(2) 主要な仮定

将来の課税所得見込額は、取締役会で承認された来年度予算を基礎とし、2024年度の予算実績差異を加味していますが、以下の主要な仮定が含まれています。

- ・ 販売単価や販売数量の見込みを基礎とした売上高
- ・ 主たる原料の購入価格及び購入数量の見込みを基礎とした売上原価
- ・ 輸出ワックス及び重油の販売単価又は購入原料の購入単価の基礎となる原油価格
- ・ 主たる原料に含まれるワックスの含有量の見込みを基礎とした生産量

(3) 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

将来の市場動向、経済環境や来年度予算の前提条件に重要な変化が生じ、将来の課税所得見込額や実行可能なタックス・プランニングを見直した場合には、繰延税金資産の計上額を修正する可能性があります。

3. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産

売掛金	2,372百万円
建物及び構築物	647百万円
機械装置及び運搬具	1百万円
土地	6,881百万円
有形固定資産その他	0百万円
投資有価証券	244百万円
計	10,146百万円

② 担保に係る債務

短期借入金	4,759百万円
1年内返済予定の長期借入金	11百万円
長期借入金	887百万円
計	5,658百万円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 33,475百万円

なお、上記には減損損失累計額が含まれています。

(3) 土地の再評価に関する法律（1998年3月31日公布法律第34号）及び土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律（1999年3月31日改正）に基づき事業用土地の再評価を行い、土地再評価差額金を純資産の部に計上しています。

- ① 再評価の方法……………土地の再評価に関する法律施行令（1998年3月31日公布政令第119号）第2条第3号、第4号及び第5号の規定により算出。
- ② 再評価を行った年月日……2000年12月31日
- ③ 再評価を行った事業用土地の当連結会計年度末における時価と再評価後の帳簿価額との差額……………△4,696百万円

4. 連結損益計算書に関する注記

(1) 減損損失

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所	用途	種類
当社本社	社宅	建物及び構築物、土地
Nippon Seiro (Thailand) Co., Ltd.	製造付帯設備	有形固定資産その他

当社グループは、原則として、事業用資産については国内事業所か海外事業所かを基準としてグルーピングを行い、将来使用する見込みのない遊休資産については個別資産ごとにグルーピングを行っています。

当連結会計年度において、当社は、社宅1ヶ所の使用停止・処分を行うこととなったため、当該資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失8百万円として特別損失に計上しました。

その内訳は、建物3百万円及び土地5百万円であります。

また、子会社Nippon Seiro(Thailand)Co., Ltd.は、製造付帯設備1基について将来の稼働方法について精査した結果、稼働の目的が立たないため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失9百万円として特別損失に計上しました。

その内訳は、有形固定資産その他9百万円であります。

なお、当該資産の回収可能価額は、他への転用や売却が困難であることから、備忘価額により評価しています。

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式 22,400,000株

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額

該当事項はありません。

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

該当事項はありません。

(3) 新株予約権に関する事項

会社名	内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数 (株)				当連結会計年度末残高 (百万円)
			当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末	
日本精蠟(株)	資本金劣後ローンの新株予約権	普通株式	28,943,913	3,473,269	-	32,417,182	-

(注) 1. 目的となる株式の数は、新株予約権が権利行使されたものと仮定した場合における株式数を記載しています。

2. 新株予約権は、権利行使期間の初日が到来していません。

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については基本的に銀行借入による方針です。デリバティブ取引は、為替変動リスク、金利変動リスク及び原油・製品価格変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行っていません。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されています。当該リスクに関しては、当社の与信管理規程に従い、取引先ごとに取引限度額を設定するとともに、取引状況に異常がないことを確認しています。連結子会社についても、当社の与信管理規程に準じて、同様の管理を行っています。

外貨建ての売掛金は為替の変動リスクに晒されていますが、一部については変動リスクを回避するために、デリバティブ取引（為替予約取引）をヘッジ手段として利用する場合があります。

投資有価証券である株式は、主に業務上の関係を有する株式であり、定期的に時価を把握しています。

営業債務である買掛金は、支払期日は全て1年以内です。外貨建ての買掛金は為替の変動リスクに晒されていますが、一部については変動リスクを回避するために、デリバティブ取引（為替予約取引）をヘッジ手段として利用する場合があります。

借入金のうち、短期借入金は主に営業取引に係る資金調達であり、長期借入金は主に設備投資に係る資金調達です。なお、資本性劣後ローンは既存借入金の弁済及び今後の設備投資・人材投資のための資金調達です。

変動金利の借入金は金利変動リスクに晒されていますが、一部については変動リスクを回避するために、個別契約ごとにデリバティブ取引（金利スワップ取引）をヘッジ手段として利用する場合があります。

デリバティブ取引は、前述の為替予約取引及び金利スワップ取引に加えて、原油・製品価格変動リスクに対するヘッジを目的とした原油・製品スワップ取引をヘッジ手段として利用する場合があります。デリバティブ取引は、取引権限を定めた社内規程に従い、通貨関連及び金利関連は経理部が執行管理しており、商品関連は需給部が執行管理しています。また、デリバティブ取引の利用にあたっては、信用リスクを軽減するために、信用力の高い金融機関、商社等とのみ行っています。

ヘッジの有効性の評価方法については、「1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 (4) 会計方針に関する事項 ⑥重要なヘッジ会計の方法」をご参照ください。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2024年12月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時 価 (百万円)	差 額 (百万円)
(1) 長期借入金	5,090	6,812	△1,721
負債計	5,090	6,812	△1,721

(注1) 「現金及び預金」、「受取手形及び売掛金」、「支払手形及び買掛金」、「短期借入金」は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであるから、記載を省略しています。

(注2) 市場価格のない株式等は、上記の表には含まれていません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりです。

区分	連結貸借対照表計上額(百万円)
非上場株式	313

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内容等に関する事項

金融商品の時価を時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しています。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しています。

①時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債
該当事項はありません。

②時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

区 分	時 価			
	レベル1 (百万円)	レベル2 (百万円)	レベル3 (百万円)	合 計 (百万円)
長期借入金	—	6,812	—	6,812

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

長期借入金

長期借入金の時価は、当該長期借入金の元利金の将来キャッシュ・フローを返済期日までの期間及び信用スプレッドを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しています。

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しています。

(4) 長期借入金（資本性劣後ローンの概要）

① 貸 付 人	ジャパン・インダストリアル・ソリューションズ 第参号投資事業有限責任組合
② 貸 付 元 本 額	3,000,000,000円
③ 貸 付 実 行 日	2023年10月24日
④ 満 期 日	2028年10月24日
⑤ 任意期限前弁済	当社が満期日前に、期限前弁済を希望する日の15営業日前までに、期限前弁済を希望する貸付元本金額（本資本性劣後ローン債権の元本残高の全額又は1億円以上1億円単位の金額）、期限前弁済を希望する元本金額に関し期限前弁済希望日までに生じる経過利息の全額について期限前弁済を希望する日に支払う旨を书面通知し、同日に支払いをする場合については、期限前弁済を行うことができます。

<p>⑥ 適用利率 (繰延利息)</p>	<p>繰延利息に係る適用利率は、以下の各利息計算期間において、それぞれ以下の通りとします。各利息計算期間で生じた繰延利息は、翌利息計算期間の計算上、元本に自動的に組み入れられて翌利息計算期間の繰延利息が算出されます。</p> <p>当社は、貸付人に対して、本資本性ローンの満期日において、各利息計算期間に発生した繰延利息を一括して支払います。</p> <p>(a) 2024年10月23日まで 年率12.0%</p> <p>(b) 2024年10月24日から2025年10月23日まで 年率12.0%</p> <p>(c) 2025年10月24日から2026年10月23日まで 年率12.0%</p> <p>(d) 2026年10月24日以降 年率10.0%</p>
<p>⑦ 適用利率 (現金利息)</p>	<p>現金利息に係る適用利率は、各利息計算期間において、当該利息計算期間の初日の属する事業年度の前事業年度の当社の連結ベースでのEBITDAに応じて、それぞれ以下の通りとします。</p> <p>当社は、貸付人に対して、各利息支払日において、各利息計算期間について計算された現金利息を支払います。</p> <p>但し、現金利息の支払が繰り延べられた場合、繰り延べられた現金利息については、実際の支払日までの間に対応する適用利率（繰延利息及び現金利息に係るもの）を乗じた約定利息を加えた金額を当該支払日において支払います。</p> <p>(a) EBITDAが2,500,000,000円未満 年率0%</p> <p>(b) EBITDAが2,500,000,000円以上 年率1.0%</p> <p>(c) EBITDAが3,000,000,000円以上 年率3.0%</p> <p>なお、利息計算期間は上記⑥適用利率（繰延利息）と同様であり、利息支払日は初回を2024年10月24日とし、以降毎年10月24日、最終利息支払日は満期日とします。</p>

⑧ 担保提供資産又は保証の内容	無担保・無保証
⑨ 新株予約権の行使	新株予約権の行使に際して、貸付人により当社に対する本資本性劣後ローン債権が出資された場合、出資された本資本性劣後ローン債権は、当該債権額の範囲内において、当該出資と同時に、混同により消滅します。
⑩ 資金の使途	<p>既存借入金の弁済</p> <p>なお、既存借入金の弁済による未使用貸付極度額の範囲内で借入を実行して、下記の資金使途のために随時支出する予定です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業モデルの転換の加速化のために必要な設備改造等の投資 ・ 収益力の多角化のための設備投資 ・ 必要な人材の確保に向けた投資

7. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	287.30円
(2) 1株当たり当期純利益	89.96円
(3) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益	58.65円

8. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じた収益を分解した情報

当社グループは、石油精製及び石油製品の製造販売事業の単一セグメントであるため、顧客との契約から生じた収益を分解した情報は、主な製品ごとに記載しています。

当連結会計年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

（単位：百万円）

	ワックス	重油	その他商品	合計
日本	13,652	1,391	147	15,191
北米	1,099	-	-	1,099
アジア（日本を除く）	4,670	-	-	4,670
その他の地域	771	-	-	771
顧客との契約から生じる収益	20,194	1,391	147	21,733
その他の収益（注）	-	312	-	312
外部顧客への売上高	20,194	1,703	147	22,045

（注）その他の収益は、コロナ禍における「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」（原油価格・物価高騰等に関する関係閣僚会議にて取りまとめ）に基づき実施される「燃料油価格激変緩和補助金」から生じる収益です。

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「1.（連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等）(4) 会計方針に関する事項 ⑤収益費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しています。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報
当社グループにおいては、個別の予想契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を使用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しています。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

貸借対照表

2024年12月31日現在

資産の部		負債の部	
	百万円		百万円
流動資産	12,477	流動負債	14,183
現金及び預金	1,129	買掛金	1,116
受取手形	20	短期借入金	11,790
電子記録債権	89	1年内返済予定の長期借入金	11
売掛金	2,373	リース債務	36
商品及び製品	6,096	未払金	621
原材料及び貯蔵品	2,558	未払費用	57
前払費用	61	未払法人税等	0
その他	150	預り金	354
貸倒引当金	△2	賞与引当金	45
		繕引当金	120
		その他	29
固定資産	14,472	固定負債	8,433
有形固定資産	13,529	長期借入金	5,079
建物	1,275	リース債務	374
構築物	1,168	再評価に係る繰延	
機械及び装置	1,167	税金負債	2,891
船舶・車輛及び運搬具	0	退職給付引当金	12
工具、器具及び備品	94	その他	76
土地	9,140	負債合計	22,617
リース資産	371	純資産の部	
建設仮勘定	312	株主資本	△1,215
		資本金	100
無形固定資産	84	資本剰余金	65
ソフトウェア	76	その他資本剰余金	65
その他	8	利益剰余金	△706
投資その他の資産	859	利益準備金	265
投資有価証券	275	その他利益剰余金	△972
関係会社株	237	固定資産圧縮積立金	33
長期前払費用	59	別途積立金	920
前払年金費用	26	繰越利益剰余金	△1,926
繰延税金資産	225	自己株式	△674
その他	34	評価・換算差額等	5,548
		土地再評価差額金	5,548
資産合計	26,950	純資産合計	4,333
		負債純資産合計	26,950

(注) 記載金額は百万円未満を切捨てて表示しています。

損益計算書

2024年1月1日から
2024年12月31日まで

		百万円
売	上	20,547
売	上原価	16,716
	売上総利益	3,831
販売費及び一般管理費		2,033
	営業利益	1,797
営業外収益		
	受取利息配当金	27
	受取保険金	1
	受取賃貸料	81
	受取ロイヤリティ	57
	雑収入	20
		187
営業外費用		
	支払利息	522
	為替差損	35
	固定資産賃貸費用	70
	雑支出	31
		660
	経常利益	1,324
特別利益		
	補助金収入	6
特別損失		
	固定資産除却損	11
	減損損失	8
		20
	税引前当期純利益	1,310
	法人税、住民税及び事業税	11
	法人税等調整額	△84
	当期純利益	1,382

(注) 記載金額は百万円未満を切捨てて表示しています。

株主資本等変動計算書

2024年1月1日から
2024年12月31日まで

(単位：百万円)

	株 主 資 本								
	資本金	資本剰余金			利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金 合計
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計		固定資産 圧縮剰余金	別途積立金	繰越利益 剰余金	
当期首残高	100	—	65	65	265	35	920	△3,306	△2,086
当期変動額									
固定資産圧縮剰余金の取崩						△1			—
土地再評価差額金の取崩								△3	△3
当期純利益								1,382	1,382
株主資本以外の項目の当期変動 額(純額)									
当期変動額合計	—	—	—	—	—	△1	—	1,380	1,379
当期末残高	100	—	65	65	265	33	920	△1,926	△706

	株主資本		評価・換算差額等				純 資 産 計	
	自己株式	株主資本 合計	そ の 有 価 評 価	他 証 券 評 価	土 再 差 額	地 価 評 額		評 価 ・ 換 算 差 額 合 計
当期首残高	△674	△2,594		0		5,544	5,544	2,950
当期変動額								
固定資産圧縮剰余金の取崩		—						—
土地再評価差額金の取崩		△3						△3
当期純利益		1,382						1,382
株主資本以外の項目の当期変動 額(純額)				△0		3	3	3
当期変動額合計	—	1,379		△0		3	3	1,382
当期末残高	△674	△1,215		—		5,548	5,548	4,333

(注) 記載金額は百万円未満を切捨てて表示しています。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式

移動平均法による原価法を採用しています。

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しています。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しています。

② デリバティブ等の評価基準及び評価方法

時価法を採用しています。

③ 棚卸資産の評価基準及び評価方法

月次移動平均法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)を採用しています。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産(リース資産を除く)

機械及び装置については定額法、その他の有形固定資産については定率法を採用しています。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しています。

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物、構築物 10年～50年

機械及び装置 2年～15年

② 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しています。

ただし、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しています。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しています。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

売掛金、受取手形等債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しています。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与にあてるため、支給見込額のうち当事業年度対応分を計上しています。

③ 修繕引当金

製造設備の定期修繕に要する支出見込額のうち、当事業年度末までに負担すべき費用を計上しています。

④ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、退職一時金制度については、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とし、企業年金制度については、直近の年金財政計算上の数理債務をもって退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社は、主としてワックス、重油、その他商品の販売を行っており、顧客との販売契約に基づいて製品又は商品を引き渡す履行義務を負っています。当該履行義務は、製品又は商品を引き渡す一時点において、顧客が当該製品又は商品に対する支配を獲得して充足されると判断し、引渡時点で収益を認識しています。ただし、国内販売において出荷時から当該製品又は商品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の間である場合は、出荷時に収益を認識しています。

(5) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しています。

なお、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理によっています。また、振当処理の要件を満たしている為替予約等については振当処理を採用しています。

- ② ヘッジ手段とヘッジ対象
 - (通貨関連)
 - ヘッジ手段…為替予約取引
 - ヘッジ対象…外貨建金銭債権債務
 - (金利関連)
 - ヘッジ手段…金利スワップ取引
 - ヘッジ対象…借入金
 - (商品関連)
 - ヘッジ手段…原油・製品スワップ取引
 - ヘッジ対象…原油・製品売買取引

- ③ ヘッジ方針
 - デリバティブ取引に関する社内規程に基づき、為替変動リスク、金利変動リスク及び原油・製品価格変動リスクを回避することを目的としています。

- ④ ヘッジ有効性評価の方法
 - ヘッジの有効性評価はヘッジ手段とヘッジ対象の対応関係を確認することにより行っています。なお、ヘッジ対象となる資産・負債又は予定取引に関する重要な条件が同一であり、ヘッジ開始時及びその後も継続して相場変動又はキャッシュ・フロー変動を相殺するものであることが事前に想定される取引については、有効性の判定を省略しています。

2. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りは、計算書類作成時に入手可能な情報に基づいて合理的な金額を算出しています。

当事業年度の計算書類に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌事業年度の計算書類に重要な影響を及ぼすリスクがある項目は以下のとおりです。

(固定資産の減損)

1. 当事業年度の計算書類に計上した金額

①減損損失	8百万円
②有形固定資産及び無形固定資産	13,613百万円

2. その他の情報

連結注記表 2. 会計上の見積りに関する注記の内容と同一です。

(繰延税金資産の回収可能性)

1. 当事業年度の計算書類に計上した金額
繰延税金資産 225百万円

2. その他の情報

連結注記表 2. 会計上の見積りに関する注記の内容と同一です。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産

売掛金	2,372百万円
建物	372百万円
構築物	274百万円
機械及び装置	1百万円
工具、器具及び備品	0百万円
土地	6,881百万円
投資有価証券	244百万円
計	<u>10,146百万円</u>

② 担保に係る債務

短期借入金	4,759百万円
1年内返済予定の長期借入金	11百万円
長期借入金	887百万円
計	<u>5,658百万円</u>

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 31,548百万円

なお、上記には減損損失累計額が含まれています。

(3) 偶発債務

保証債務 1,409百万円(309百万THB)

(4) 関係会社に対する金銭債権、債務

① 短期金銭債権	100百万円
② 短期金銭債務	215百万円

(5) 土地の再評価に関する法律（1998年3月31日公布法律第34号）及び土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律（1999年3月31日改正）に基づき事業用土地の再評価を行い、土地再評価差額金を純資産の部に計上しています。

- ① 再評価の方法……………土地の再評価に関する法律施行令（1998年3月31日公布政令第119号）第2条第3号、第4号及び第5号の規定により算出。
- ② 再評価を行った年月日……………2000年12月31日
- ③ 再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価と再評価後の帳簿価額との差額 ……………△4,696百万円

4. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高

営業取引高	売上高	1,268百万円
	仕入高	2,154百万円
	販売費及び一般管理費	72百万円
営業取引以外の取引高		143百万円

(2) 減損損失

当事業年度において、当社は減損損失8百万円を特別損失に計上しました。

その内容は、連結注記表 4. 連結損益計算書に関する注記(1) 減損損失と同一です。

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末日における自己株式の種類及び株式数

普通株式	2,650,747株
------	------------

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の原因別の主な内訳

繰延税金資産	百万円
税務上の繰越欠損金	2,240
賞与引当金	15
退職給付引当金	4
投資有価証券評価損	17
関係会社株式評価損	336
棚卸資産評価損	83
修繕引当金	41
減損損失	33
その他	9
繰延税金資産小計	2,780
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△2,136
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△392
評価性引当額小計	△2,528
繰延税金資産合計	252
繰延税金負債	
固定資産圧縮積立金	△17
その他	△8
繰延税金負債合計	△26
繰延税金資産の純額	225

7. 関連当事者との取引に関する注記

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合%	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	Nippon Seiro (Thailand) Co., Ltd.	所有 100.00%	債務保証	債務保証 (注)	1,409	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 銀行借入1,405百万円(309百万THB)等につき、債務保証を行ったものです。

8. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	219.41円
(2) 1株当たり当期純利益	70.03円
(3) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益	47.21円

9. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報について、「連結注記表 8. 収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているので注記を省略しています。

10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

11. その他の注記

退職給付会計

(1) 採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員の退職給付にあてるため、積立型及び非積立型の確定給付制度を採用しています。

確定給付企業年金制度（積立型制度）では、勤務期間と等級によるポイント制度に基づいた一時金又は年金を支給しています。退職一時金制度（非積立型制度）では、退職給付として、勤務期間等に基づいた一時金を支給しています。

なお、当社が有する確定給付企業年金制度及び退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しています。

(2) 簡便法を適用した確定給付制度

① 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

退職給付引当金の期首残高	△41百万円
退職給付費用	146
退職給付の支払額	-
制度への拠出額	△118
<hr/>	
退職給付引当金の期末残高	△14百万円

② 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に記載された退職給付引当金の調整表

積立型制度の退職給付債務	1,240百万円
年金資産	△1,267
<hr/>	
	△26
非積立型制度の退職給付債務	12
<hr/>	
貸借対照表に記載された負債と資産の純額	△14百万円
退職給付引当金	12百万円
前払年金費用	△26百万円
<hr/>	
貸借対照表に記載された負債と資産の純額	△14百万円

(3) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用	146百万円
----------------	--------

独立監査人の監査報告書

2025年2月14日

日本精蠟株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 高橋 幸毅
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 中村 裕輔
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日本精蠟株式会社の2024年1月1日から2024年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本精蠟株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2025年2月14日

日本精蠟株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 高橋 幸毅
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 中村 裕輔
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本精蠟株式会社の2024年1月1日から2024年12月31日までの第98期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年1月1日から2024年12月31日までの第98期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、執行役員、内部監査部門である経営企画監査部、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会、経営執行会議その他重要な会議に出席し、取締役、執行役員及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役、執行役員及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 取締役に対し「取締役職務執行確認書」の提出を求め、必要に応じて取締役との面談を実施しました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。
また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年2月14日

日本精蠟株式会社 監査役会

常勤監査役 常 慶 直 宏 ㊟

社外監査役 梅 村 一 彦 ㊟

社外監査役 高 橋 健 司 ㊟

以 上

株 主 メ モ

事業年度 1月1日～12月31日
期末配当金受領株主確定日 12月31日
中間配当金受領株主確定日 6月30日
定時株主総会 毎年3月
株主名簿管理人 三菱UFJ信託銀行株式会社
特別口座の口座管理機関
同 連 絡 先 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
東京都府中市日鋼町1-1 TEL 0120-232-711 (通話料無料)
郵送先 〒137-8081 新東京郵便局私書箱第29号
三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
上場証券取引所 東京証券取引所
公告の方法 電子公告により行う。
公告掲載URL <https://www.seiro.co.jp>
(ただし、電子公告によることができない事故、その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に公告いたします。)

(ご注意)

1. 株主様の住所変更、単元未満株式の買取請求その他各種お手続きにつきましては、原則、口座を開設されている口座管理機関(証券会社等)で承ることとなっております。口座を開設されている証券会社等にお問合せください。株主名簿管理人(三菱UFJ信託銀行)ではお取り扱いできませんのでご注意ください。
2. 特別口座に記録された株式に関する各種お手続きにつきましては、三菱UFJ信託銀行が口座管理機関となっておりますので、上記特別口座管理機関(三菱UFJ信託銀行)にお問合せください。なお、三菱UFJ信託銀行全国各支店にでもお取次ぎいたします。
3. 未受領の配当金につきましては、三菱UFJ信託銀行本支店でお支払いいたします。

~~~~~  
本 社 〒104-0031 東京都中央区京橋二丁目5番18号  
電話 (03) 3538-3061 (代表)

徳 山 工 場 〒745-0803 山口県周南市大字大島850番地  
電話 (0834) 84-0334 (代表)

つ く ば 事 業 所 〒300-1155 茨城県稲敷郡阿見町大字吉原3580-2  
電話 (029) 829-5050 (代表)

~~~~~  
当社ホームページアドレス
<https://www.seiro.co.jp>

【株式に関するお手続きについて】

○特別口座に記録された株式

お手続き、ご照会等の内容	お問合せ先	
<ul style="list-style-type: none"> ○特別口座から一般口座への振替請求 ○単元未満株式の買取請求 ○住所・氏名等のご変更 ○特別口座の残高照会 ○配当金の受領方法の指定（*） 	特別口座の 口座管理機関	三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 〒137-8081 新東京郵便局私書箱第29号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 TEL 0120-232-711（通話料無料）
<ul style="list-style-type: none"> ○郵送物等の発送と返戻に関するご照会 ○支払期間経過後の配当金に関するご照会 ○株式事務に関する一般的なお問合せ 		株主名簿管理人

（*） 特別口座に記録された株式をご所有の株主様は配当金の受領方法として株式数比例配分方式はお選びいただけません。

○証券会社等の口座に記録された株式

お手続き、ご照会等の内容	お問合せ先	
<ul style="list-style-type: none"> ○郵送物等の発送と返戻に関するご照会 ○支払期間経過後の配当金に関するご照会 ○株式事務に関する一般的なお問合せ 	株主名簿管理人	三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 〒137-8081 新東京郵便局私書箱第29号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 TEL 0120-232-711（通話料無料）
○上記以外のお手続き、ご照会等		口座を開設されている証券会社等にお問合せください。

